

加古川市緊急情報自動音声配信・応答サービス実施要綱

平成30年 6 月 15 日

総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害その他市民に被害が及ぶ事象が発生又は発生のおそれがある時（以下「災害時等」という。）に、住民等が緊急情報を迅速かつ的確に入手し、及び避難行動をとることができるよう、市が電話により緊急情報を自動的に配信し、又は応答するサービス（以下「サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報 第 7 条に規定する情報及び当該対象地域の情報をいう。
- (2) 自動音声配信サービス 市が、登録した住民等の固定電話に架電し、自動音声により緊急情報を配信するサービスをいう。
- (3) F A X 配信サービス 市が、登録した住民等のファクシミリに緊急情報を配信するサービスをいう。
- (4) 自動応答サービス 住民等が指定電話番号に架電することにより、市が自動音声により応答し、緊急情報を伝達するサービスをいう。

(利用対象者)

第 3 条 サービスの利用対象者は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動音声配信サービス 加古川市に住所を有する者であって、携帯電話、スマートフォン及びタブレット（以下「モバイル端末」という。）を所持していない等の理由により、市が発信する災害時の緊急情報をモバイル端末を使用して受け取ることができないもの
- (2) F A X 配信サービス 加古川市に住所を有する者であって、モバイル端末を所持していない等の理由により、市が発信する緊急情報をモバイル端末及び自動音声配信サービスにより覚知することが困難であるもの

(3) 自動応答サービス 市が発信する緊急情報を必要とする者
(利用料金)

第4条 市は、サービスの利用に係る料金は徴収しない。ただし、自動応答サービスの利用に係る電話料金は、利用者の負担とする。

(登録の申込み)

第5条 自動音声配信サービス及びFAX配信サービスを利用しようとする者は、市長に自動音声配信電話登録(変更・取消)申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申込みがあった場合は、必要事項を審査し、自動配信サービス及びFAX配信サービスの利用者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の登録後、新たに登録した利用者を対象として自動配信サービス及びFAX配信サービスの試験配信を行うものとする。

(サービスの提供)

第7条 市は、加古川市のいずれかの地域に次の緊急情報が発令された場合にサービスを提供する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示(緊急)
- (4) 国民保護に関する緊急情報
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(登録の変更)

第8条 利用者名簿に登録された者は、住所、電話番号その他登録事項に変更があったときは、申込書により、変更を届け出なければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による変更の届け出について準用する。

(登録取消しの申込み)

第9条 利用者名簿に登録された者は、第3条第1号及び第2号の規定に該当しなくなった場合又はサービスを利用する必要がなくなった場合において、申込書により

登録の取消しを申し込むものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、利用者名簿に登録された電話番号について、使用が認められない場合には、その登録を取り消すことができる。この場合において、電話番号の使用状況の判断は、サービスの提供趣旨に鑑み、慎重に判断しなければならない。

2 前項後段に規定する判断は、職員による架電確認、電話番号提供会社への確認その他使用が認められないことを客観的に判断できる方法により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サービスの提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。